

第5章

計画の推進に向けて

第1節 他計画との調和

第2節 施策相互の連携

第3節 計画の推進体制及び事業の見直し

第4節 SDGs 推進に向けた取組

第5章 計画の推進に向けて

第1節 他計画との調和

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村計画であり、小千谷市総合計画の個別部門計画として位置づけられます。計画推進にあたっては、各分野の個別部門計画（子ども・子育て支援事業計画、地域防災計画など）との整合性を図るとともに、関係する行政機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

第2節 施策相互の連携

障がいのある人のニーズに対応していくためには、保健・医療・福祉・教育をはじめ、障がい者団体の代表、福祉関係団体、地域団体、企業、市民等との連携が不可欠です。

そのため、医療関係機関、教育関係機関、就労関係機関などとの連携を推進するとともに、庁内の関連施策の所管課との連携・調整を行っていきます。

また、障がいのある人のニーズの変化や国の新たな施策、制度に的確に対応できるよう福祉サービス事業所等との連携を強化していきます。

第3節 計画の推進体制及び事業の見直し

本計画の推進にあたって、当事者団体や障がいのある人、市民等からの意見聴取に努めます。またP D C Aサイクル[※]に沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び目標の達成状況などについて自立支援協議会から点検・評価を受け、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

※P D C Aサイクルとは

- ・さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施するものです。
- ・業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で必要となります。

第4節 SDGs 推進に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際目標で、平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的な達成基準)から構成されています。

本計画では、SDGsの推進に向けて取り組む目標を設定し、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら計画を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

■本計画で取り組むSDGsの目標



■【参考資料】SDGsの17の目標

